

第十回 参議院 人事委員会 會議 録 第九号

昭和二十六年三月十二日(月曜日)午後一時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○国家公務員災害補償法案(内閣提出)

○委員長(木下源吾君) ではこれより開会いたします。

本日の議事日程は、国家公務員災害補償法案の審査、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査)、派遣議員の報告、国家公務員の給與問題に関する調査、以上であります。先ず国家公務員災害補償法案の審査に入ります。では前回提案理由の説明はしてまいりましたけれども、内容の説明はまだですが、内容の説明聞きますか。

○千葉信君 いいですね。

○委員長(木下源吾君) よろしうございますか。それでは内容の説明を一つお願いいたします。

○政府委員(慶徳庄意君) 国家公務員災害補償法案の内容につきまして御説明申し上げます。

この災害補償法によりますところの補償の内容は、官と民との釣合をとるといふところに重点を置きまして、補償の実額或いは補償の方法というより一般的な問題が、労働基準法に定められておりますところの補償額、更に又労働者災害補償保険法に定められていふところの補償額と全く歩調を一にするというやうなやり方を以てでき上つておるわけでありまして、補償

の内容はそういう状態になつておるわけでありまして、従来の国家公務員に対するこの種制度との関係につきましては、相当いゝ／＼な点につきまして大幅な改革が行われております。その内容につきまして、事項別に分類いたしまして一応御説明申し上げて見たいと存じます。

その第一の点は、従来非常に複雑多岐に亘つておりました補償関係の問題を單一化したしまして、この法律一本によりまして運営するというふうに定めた点でございます。従来は明治憲法時代の立法にかかつておりましたので、官吏と雇用人との間におきまして、それ／＼大きな差別待遇があり、又それに伴ひまして、基礎法令も種々雑多なものでござつておつたのであります。例えば官吏につきましては、官吏の療治料に関する勅令、或いは巡査看守療治料、給助料というやうな勅令、更に又雇用人につきましては、雇員扶助令、傭人扶助令、供給労働者扶助令というやうな幾多の法令によつて補償が行われておつたのであります。その後におきまして、労働基準法が施行されまして、一般公務員につきましても、労働基準法が適用されることに相成りましたので、従来の、只今申し上げましたそれ／＼の給付が労働基準法に定めますところの給付に満たない部分につきましては、基準法に定めます給與で増額して支給してよろしいというやうな暫定的な立法をいたしまして、これが昭和二十二年法律第

百六十七号として制定されたものであります。このように従来の制度は極めて種々雑多であり、且つ暫定的な措置として定められておりましたので、いづれにいたしましてもこれを恒久立法化する必要があつたのであります。従いまして今回の法律案におきましては、只今申し上げましたやうな従来の各種法令を改廃いたしまして、すべてこの法律案一本によりまして運営することとしたいたしました点がその第一点でございます。

第二点といたしましては、只今申し上げましたごとく、従来の法令が、明治憲法時代にでき上りました法令でありますために、いわゆる災害補償として一般公務員の権利として、これを得せしめるというやうなやり方をとつていなかつたのであります。即ち雇員扶助令とか傭人扶助令という名の示すごとくに扶助或いは給與というやうな觀念、別の言葉で言いますと、恩惠的給與というやうな觀念で立法されておつたのであります。この扶助給與というやうな觀念を完全に捨てまして、新たに公務員に対するところの当然の権利というやうに立法いたしました点が第二の点でございます。

第三の点といたしましては、当然一般公務員の権利といたしました関係上、その権利の行使に關連いたしました、不平等等がありましてした場合に、当然苦情処理の規定を作る必要があることなるわけでありまして、従来の規定におきましては、たとえ本人が不

平不満があり、苦情がありまして、これを救済する方法は全然なかつたのであります。今回新たに苦情処理の規定を設けまして、この苦情処理との関連におきまして、明確に本人の権利を保護しようとした点第三の点でございます。

第四の点といたしましては、従来の法令におきましては、補償に関する金品、これらのものが果して法律的に非課税所得であるかどうかという点につきまして、極めてあいまい、不明瞭のものであつたのであります。所得税法におきましては、損害賠償は非課税所得にするというふうに定められておりました、この税法の解釈によりまして、辛うじて非課税所得の家賃的扱いをやつて参つたのであります。が、全国津々浦々に亘る広汎な組織体といたしましては、この解釈がやや徹底を欠くところ等がありまして、いろいろの問題があつたのであります。今回明確に、補償のために支給する金品は一切非課税所得であるというふうに定めまして、従来解釈行為をやつておりましたものを明瞭にいたしました。従来見られましたとき誤解なり、或いは混乱なりを絶滅するというやうなやり方をとつた点でございます。

最後に現在の制度におきましては、先ほど申し上げましたやうなばら／＼の状態で立法されております関係上、公務災害補償に關する責任の主体官庁が極めてこれ又不明確になつておつたのであります。今回この分にも手

を入れまして、国家公務員法に定めております精神に従ひまして、補償關係に關する総合調整並びに一切の責任は、人事院がその権限として行使するというやうな基本的建前をとりまして、更に又人事院の総合調整の下に、各省各庁に實際の實施面の事務をやつて頂くという法体系の整備を圖つたのであります。従いまして今後におきましては、人事院の総合調整の下に極めて迅速に公平な運営が期待できると考へるのでございます。更にこの問題に關連いたしまして、従来は補償に關する予算が、例えば死傷手当等の費目によりまして若干予算に計上されておつたのであります。が、満足し得る状態まで予算の計上がなかつたのであります。今回この法律の完全な實施を確保する意味合におきまして、明年度の予算におきまして、一般會計、特別會計を通じまして二億七千万円の予算を計上いたしてございまして、従いましてこの法律の實施官庁の責任の所在を明確にいたしますと同時に、その實施面における裏打となりますところの予算と合せまして、この運営上非常に従前に倍する効率を発揮し得るのではなからうかというふうに考へておる次第でございます。

案の内容といたしましては以上申し上げたやうな内容に相成つております。○委員長(木下源吾君) お諮りします。が、只今の内容の説明を聞きまして、この法案の質疑を行いますか、それとも又他の議題に移りますか、どう

しますか。なおこの間大蔵省へ資料を要求しておるのがまだできておらんというのですから、本日はこの程度にして明後日頃にやりますか、それとも請願、陳情だけやりますか、ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(木下源吾君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時九分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
千葉 信君

委員

草葉 隆圓君
小野 哲君
紅露 みつ君

政府委員

人事院事務総
局給與局長 慶徳 庄意君
大蔵省主計
局給與課長 磯田 好祐君

事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊登御堂定君
常任委員 熊登御堂定君

三月十日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、京都府乙訓郡の地域給に関する請願(第九二八号)
- 一、愛知県岩津町の地域給に関する請願(第九二九号)
- 一、愛知県永和市の地域給に関する請願(第九三〇号)
- 一、愛知県立田村の地域給に関する請願(第九九六号)

- 請願(第九三一号)
- 一、愛知県市江村の地域給に関する請願(第九三二号)
- 一、愛知県神守村の地域給に関する請願(第九三三号)
- 一、愛知県七宝村の地域給に関する請願(第九三四号)
- 一、愛知県八開村の地域給に関する請願(第九三五号)
- 一、愛知県佐屋村の地域給に関する請願(第九三六号)
- 一、愛知県十四山村の地域給に関する請願(第九三七号)
- 一、愛知県美和村の地域給に関する請願(第九三八号)
- 一、愛知県飛鳥村の地域給に関する請願(第九三九号)
- 一、愛知県鍋田村の地域給に関する請願(第九四〇号)
- 一、岐阜県高山市の地域給に関する請願(第九四六号)
- 一、岐阜県中津町の地域給に関する請願(第九四七号)
- 一、鳥取県倉吉町の地域給に関する請願(第九四八号)
- 一、岐阜県笠松町の地域給に関する請願(第九四九号)
- 一、岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願(第九五〇号)
- 一、北海道函館市の地域給に関する請願(第九八五号)
- 一、北海道豊平町の地域給に関する請願(第九八六号)
- 一、三重県上野市の寒冷地手当に関する請願(第九八七号)
- 一、愛知県岡崎市の地域給に関する請願(第九九四号)
- 一、愛知県豊川市の地域給に関する請願(第九九六号)

- 一、福井県の地域給に関する請願(第一〇一九号)
- 一、香川県観音寺町の地域給に関する請願(第一〇二〇号)
- 一、宮城県気仙沼町の地域給に関する請願(第一〇二七号)
- 一、三重県龜山町の地域給に関する請願(第一〇二八号)
- 一、愛知県小坂井町の地域給に関する請願(第一〇三三三号)
- 一、高知県後免地区の地域給に関する請願(第一〇三九号)
- 一、福知山市の地域給に関する請願(第一〇四五号)
- 一、広島県忠海町の地域給に関する請願(第一〇四六号)
- 一、奈良県大宇陀町の地域給に関する請願(第一〇四七号)
- 一、名古屋市の地域給に関する請願(第一〇四八号)
- 一、香川県善通寺町の地域給に関する請願(第一〇四九号)
- 一、香川県内海地区の地域給に関する請願(第一〇五〇号)
- 一、香川県池田町の地域給に関する請願(第一〇五一号)
- 一、京都市の地域給に関する請願(第一〇五二号)
- 一、兵庫県川西市の地域給に関する請願(第一〇五三三号)
- 一、富山県氷見町の地域給に関する請願(第一〇五四号)
- 一、愛知県南陽町の地域給に関する請願(第一〇五五号)
- 一、愛知県富田町の地域給に関する請願(第一〇五六号)
- 一、愛知県甚目寺町の地域給に関する請願(第一〇五七号)
- 一、愛知県奥町の地域給に関する請願(第一〇五八号)

- 一、愛知県大治村の地域給に関する請願(第一〇五九号)
- 一、愛知県豊明村の地域給に関する請願(第一〇八五号)
- 一、愛知県東郷村の地域給に関する請願(第一〇八六号)
- 一、京都府亀岡地区の地域給に関する請願(第一〇八七号)
- 一、長崎県川棚町の地域給に関する請願(第一〇八八号)
- 一、山梨県石和町の地域給に関する請願(第一〇八九号)
- 一、兵庫縣西脇町の地域給に関する請願(第一〇九〇号)
- 一、広島県安芸津町の地域給に関する請願(第一一一〇号)
- 一、三重県山郷村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一一一八号)
- 一、三重県十社村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一一九九号)
- 一、三重県白川村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二〇〇号)
- 一、三重県水沢村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二二二号)
- 一、三重県桜村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二二三号)
- 一、三重県西藤原村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二二三三号)
- 一、三重県坂下村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二二四号)
- 一、三重県千種村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二二五号)
- 一、三重県白瀬村の寒冷積雪地手当に関する請願(第一二二六号)
- 一、高知県須崎町の地域給に関する陳情(第一九二号)
- 一、岐阜県多治見市の地域給に関する陳情(第二〇九号)

一、京都市の地域給に関する陳情(第二二二一号)

第九二八号 昭和二十六年二月二十三日受理

京都府乙訓郡の地域給に関する請願者 京都府乙訓郡町村会 内 和田伊一

紹介議員 大野木秀次郎君

京都府乙訓郡は僅か六十三平方キロに足らぬ小郡であり、北部は右京区、東部は伏見区と京都市に南部は大阪府島本町に隣接し文化、交通、経済等の見地よりして何等京都、大阪と異なるところがないにもかかわらず近時設定された地域差において当郡を三段階の区分に決定したため僥倖生活者は経済的理念のみに左右され有為な人材は市都への転出を望みその職責も緩慢怠惰となり突に憂慮すべき事態を現在しつつあるから、当郡の等級決定につき再検討を加えられたいとの請願。

第九二九号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県岩津町の地域給に関する請願者 愛知県額田郡岩津町議 会議長 太田鉞三外八

紹介議員 草葉隆圓君

愛知県岩津町は、額田郡内唯一の商業地帯であると同時に行政、経済、交通、文化等において岡崎市とは極めて密接不離の關係にあるが、岡崎市と地域給において差異があるため、人事の交流ならびに一般勤務者等の獲得に極めて多大の支障をきたしているから、今回の地域給指定に当つては当町を岡崎市と同等に決定せられたいとの請

願。

第九三〇号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県永和市の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡永和市
長 宇佐美久我二

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県永和市は、蟹江町、弥留町にはさまれ、上北部は織津島市に接し、名古屋市内に僅か十キロを隔てる位置にあり、日常生活物資等はすべて名古屋より供給を受けており本村在住の給與所得者の生活費は名古屋に比較してむしろ上位にあるにもかかわらず当村の地域給は内地であるため有能な人材の採用は全く不可能な状態にあるから、今回の地域給支給地の指定に当つては当村を四級地以上に指定せられたとの請願。

第九三一号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県立田村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡立田村
山田晴市

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県立田村は、津島市および弥富町に接する工場、住宅地帯であつて、諸物資の仕入れおよび購入は津島市を主として名古屋、一宮市、桑名市に依存しているため、物価高はこれらの諸都市と同率またはそれ以上を示しているにもかかわらず、地域差により人事交流等に多大の障害となつては、当村を津島市並の支給地域に指定せられたとの請願。

第九三二号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県市江村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡市江村全
官公職員連合協議会内
大島丈太郎

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県市江村は、名古屋、桑名市の中間に位置し、隣接には弥富町、津島市を控える工場ならびに住宅地帯であつて、諸物資の仕入れおよび購入はすべて名古屋、津島市、桑名市に依存しているため物価高はこれらの諸都市と同率またはそれ以上を示し、地域給の關係で人事行政等に多大の障害となつては、当村を二割以上の支給地に指定せられたとの請願。

第九三三号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県神守村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡神守村
長 臼杵勤

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県神守村は、名古屋、一宮、津島の三大商工都市にかこまれていて、ため、生活条件にこれら大都市の影響を受ける事が極めて大きい。しかるに今回の地域給改訂に際し、従前通りの合理的な資料によつて決定が行われるとは、当村在勤の公務員は窮乏生活に拍車をかけ有能多才の職員は職を他に求め、当村の自治運営に悪影響をおよぼすことが必然であるから、この際神守村の地域給を二割以上に指定せられたとの請願。

第九三四号 昭和二十六年二月二十三日受理

第九三五号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県七宝村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡七宝村
西島秋太郎

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県七宝村は、名古屋西部に近接し、交通に恵まれていて、文化経済の面に名古屋、津島両市の影響を受け、物価は両市に大差ない実情にありながら、地域給においては極めて不合理な取扱を受けているため、当村の公務員で周辺の乙地区に通勤する者が多く、人事の交流等に支障が大きいから、七宝村を乙地に指定せられたとの請願。

第九三六号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県八開村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡八開村
田中又一

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県八開村は、津島、一宮両市の間に位置し、すべての点において両市の影響を受け、生活条件もほとんど異ならないにもかかわらず、従来の不合理な地域給によつて、当村在勤の公務員は極めて悲惨な生活を続けてきた。しかし、今度の地域給改訂に際してこの不合理な地域給が是正されない限り、有能な公務員は職を他に求め、人事の交流は不能となり、円滑な自治運営が期せられなくなるから、当村の地域給を二割以上の支給地に指定せられたとの請願。

第九三六号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県佐屋村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡佐屋村
山田英三

第九三七号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県佐屋村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡佐屋村
山田英三

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県佐屋村は、津島、名古屋、一宮の三大商工都市にかこまれた交通至便な村で、近接都市の郊外地として生活条件を前記諸都市に同じくしているにもかかわらず、地域給において差別されているため、当村在勤の公務員は、生活条件の圧迫を受けているが、もし今度の地域給改訂の際この不合理が是正されないと、有能な公務員は他を職を求め、人事交流も不能となるから、当地方の円滑な自治を図るため、当村の地域給を津島市同級二割以上の支給地に指定せられたとの請願。

第九三七号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県十四山村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡十四山村
長 吉川博

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県十四山村は、現在地域給支給地である蟹江、弥富両町の間に位置し、交通の便よく商工業はもとより農業においても名古屋と密接に関連している。従つて生活水準も名古屋に大差ない実情にありながら、地域給において取扱が異なるため、当村公務員で上位支給地に職を転ずる者多く、人材の任用に困難しているから、当村を地域給二割以上の支給地に指定せられたとの請願。

第九三八号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県美和村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡美和村
山田英三

第九三九号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県美和村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡美和村
山田英三

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県美和村は、名古屋、一宮、津島各市の中央に位置し、すべての生活条件がこれら諸都市の影響を受けているにもかかわらず地域給において極めて不合理な取扱を受けているため、当村の公務員で前記各市に職を求め、村政の円滑な運営をはばんでから、この際当村の地域給を引上げを実施せられたとの請願。

第九四〇号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県飛鳥村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡飛鳥村全
官公職員連合協議会内
斎藤辰雄

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県飛鳥村は、名古屋、津島の両市の郊外住宅地ともいふべき位置にあるため、生活文化等の面においてはほとんど両市と大差ない実情にあるため、当村の公務員で他地域に職を求め、高騰が公務員の生活を窮地に追い込んでいるため、公務員の移動が多く、地方自治の運営に大きな支障となつては、当村の地域給を隣接町村なみに四級地に指定せられたとの請願。

第九四〇号 昭和二十六年二月二十三日受理

愛知県鍋田村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡鍋田村役
場内全官公連合協議会
内 小林隆成

紹介議員 成瀬龍治君

鍋田村は、愛知県海部郡の南部に位置し、木曾川を隔て、三重県に接しているが、住民の大部分は農業漁業を営み、経済的に豊かな生活をしており、諸物価も極めて高い実情にあるので給與所得者の多くはすでに乙地に指定されている隣接地弥富、蟹江両町および桑名市および特産の名古屋市等に職を求め、町政の運営に支障を生じている実状であるから、当町も二割以上の支給地に指定せられたいとの請願。

第九四六号 昭和二十六年二月二十三日受理

岐阜県高山市の地域給に関する請願

紹介議員 木下源吾君

高山市は、岐阜市に次ぐ県政の中心地であるが、生活必需品のすべてを名古屋市より、主食その他を富山市より移入している上、朝鮮動乱以降の木材価格値上りが影響し、給料生活者の生活に大きな不安を與えているから、今次の地域給改訂に際しては、高山市の実体を考慮し、四級地に指定せられたいとの請願。

第九四七号 昭和二十六年二月二十三日受理

岐阜県中津町の地域給に関する請願

紹介議員 市岡訓介

中津町は岐阜県恵那郡下の政治、経済、交通、文化の中心をなす消費都市であり、物資の販入は名古屋方面または長野、富山県等から移入している

ため必然的に物価高となつており、今回の給與ベース改訂に伴う地域給支給率の低下により有能な官吏を迎え入れることにも支障をきたし町村の発展を阻害することになるから、当町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第九四八号 昭和二十六年二月二十三日受理

鳥取県倉吉町の地域給に関する請願

紹介議員 中田吉雄君

倉吉町は、鳥取県の中央部に位置し、鳥取、米子両市に次ぐ商工都市であるため、諸物価の点においてもC.P.S.に示されている通り全国でも相当高い状況であつて、当町在勤の官公庁職員の生活も困窮しているから、給與改訂に伴う級地の決定に当つては、本町を前記都市と同一に指定せられたいとの請願。

第九四九号 昭和二十六年二月二十三日受理

岐阜県笠松町の地域給に関する請願

紹介議員 荒木正三郎君

岐阜県笠松町は、濃美平野交通上の要衝に位置し、岐阜市中央部へ八分、一宮市へ十五分で達し、前記都市とともに織物工業がいちじるしく発達していて農家は全戸数の二パーセントに過ぎず完全な消費都市である。従つて生活程度も高く諸物価も前記都市と同様であるから、給與改訂に伴う級地の決定に当つては、本町を前記都市と同一に指定せられたいとの請願。

第九六五号 昭和二十六年二月二十四日受理

岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願

紹介議員 古池信三君

陶町は、岐阜県の東南、南アルプス連峰の背上部に位置する海拔四百六十メートルの町であるが、斜面が西北に向つていて、冬期は日照少く寒風を直接受けて気温低く、現在寒冷地手当支給地である隣村鶴岡村および岩村町と平均気温はほとんど違わないから、本町を寒冷地手当支給地域に指定せられたいとの請願。

第九八五号 昭和二十六年二月二十四日受理

北海道函館市の地域給に関する請願

紹介議員 千葉信君

北海道函館市は、札幌市に次ぐ大都市で本州と北海道とを結ぶ交通上の要衝であるが、本市の産業は漁業および水産関係工業が主体であつて、一般生活必需品はすべて本州とくに関東、関西および道内生産地に依存しているため物価高は札幌市をはるかに上回つており一般公務員の生活は極度に窮乏しているから、地域給指定に当つては本市を二割支給地に指定せられたいとの請願。

第九八六号 昭和二十六年二月二十四日受理

北海道豊平町の地域給に関する請願

紹介議員 草葉隆圓君

愛知岡崎市のC・P・Sの対象地区の大半は、最下級消費地域であつて市の標準地域よりその指数は極めて低く現われている。ことに四月は全市を率ての櫻まつりがあり例月に比し出費が

多く従つて五月は購買力の減退がいちじるしい時期であり、また七月より市内大中小工場の不振に次ぐ従業員の給料遅配等により購買力の減退した時期であつてかかる事情下に行われたC・P・Sの指数を基礎とした地域給の算定は妥当でないから、当市の地域給は二割に指定せられたいとの請願。

第九八七号 昭和二十六年二月二十四日受理

三重県上野市の寒冷地手当に関する請願

紹介議員 千葉信君

三重県上野市は伊賀盆地の中心都市であるが、当地は寒気をもたらす北西季節風のため日中対流雲多く日射をさえぎり、また夜間の快晴は輻射冷却を増大し盆地独特の気象状況で、冬期の寒気は格別である。従つて当市在勤官公庁職員はあらゆる経費をさいても被服、光熱費に消費しなければ越冬できない現状にあり、薄給に加えこの越冬費の支出は到底たえ得ないから、当地を寒冷地三級地に指定せられたいとの請願。

第九九四号 昭和二十六年二月二十六日受理

愛知岡崎市の地域給に関する請願

紹介議員 愛知岡崎市長 竹内京治外十五名

福井県は、織物の生産および集散の中心地であるが、織物が主食同様な間生活の二大必需品であるため、完全な統制ができず實際的にも思惑的にも物価高騰の中心となり、当地方の物価は常に阪神、京浜地方を上回っている実情

第一〇一九号 昭和二十六年二月二十七日受理

福井県の地域給に関する請願

紹介議員 森崎隆君

現行地域給決定の資料となつた前回のC・P・Sは、調査の不備によつて豊川市の生活費を推定する資料としては極めて不合理なものである。然るに厳密な小売物価調査を行い地域差を算出すると、東京百に対して名古屋九十七、豊川九十六となつており、最近における指数もほとんど差がないから、今次の地域給決定に当つては、豊川市の地域給を現行以上とせられたいとの請願。

である。一方昭和二十三年の大震災のため、消費物資が激増し、生計費は膨大の一途にあるが、朝鮮動乱の発生によつて給料生活者の家計はさらに窮迫を告げているから、福井県の地域給引上げを実施せられたいとの請願。

第一〇二〇号 昭和二十六年二月二十七日受理
香川県観音寺町の地域給に関する請願

請願者 香川県三豊郡観音寺町 税務署内 森崎浩一外 四十二名

紹介議員 森崎隆君

香川県観音寺町は、最近急激に発展したため、いまや隣接四箇村と接続し、今次の地方選挙を機に隣接町村を合併し、市制を敷く予定である。従つて経済情勢は都市的となり、とりわけ昨年十一月の競輪場開設以来、競輪開催の度毎に数々の来客を見るに至り、生活必需品の騰貴は、勤労者の生活を極度におよびやがては、当町を一割以上の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇二七号 昭和二十六年二月二十七日受理
宮城県気仙沼町の地域給に関する請願

請願者 宮城県本吉郡気仙沼町 字一景島一六七ノ四宮 城県水産試験場気仙沼分場内 中村捷外十二名

紹介議員 小笠原二三男君

地域給は、いちじるしく高い生計費を要する特定地域に支給されるべきもので、生計費の実態を調査するに当つては、合理的に、しかも万漏ないこと

を期さなければならぬ。しかるに人事院の生計費算定方式に幾多の不合理があるため、気仙沼町の地域給が仙台市同級の一割に指定されているが、現地の実情よりすればむしろ一割五分に引き上げる必要があるから、今次の改訂に際しては、政府案による機械的引下げを実施することなく、気仙沼町の地域給については現行通りとせられたいとの請願。

第一〇二八号 昭和二十六年二月二十七日受理
三重県亀山町の地域給に関する請願

請願者 三重県鈴鹿郡亀山町 鈴鹿地方事務所内 堀木 良一外五名

紹介議員 菊川孝夫君

三重県亀山町は、名古屋、大阪、京都等の大都市の中間に位置し、一般的には生産地と見なされながら事実上消費地としての性格が濃厚である。しかし、当町在住者は純消費者が大半を占め、生産は極めて小規模であるに加え、最近朝鮮動乱の影響を受けて物価は急激に騰貴して公務員の生活に重大な脅威を與えているから、地域給の改訂に当つては当町を甲地に引き上げられたいとの請願。

第一〇三三号 昭和二十六年二月二十七日受理
愛知県小坂井町の地域給に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡小坂井町 長 鈴木登進外百五十名

紹介議員 成瀬暢治君

愛知県小坂井町に、豊橋、豊川両市の中間に位置し、町内に国鉄の二駅と名古屋

屋電鉄の一駅があつて交通の便が良いため、都市よりの移住者が日を追つて増加しており、物価は上昇の一途をたどつてゐる。加うるに富士紡績を始め各種会社の工場が續々建設され、多数の勤労者が町内に移住してくるに従い、県下有数の高物価地域となり、当地における官公庁職員の生活は、日を追つて窮迫しているから、同町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇三九号 昭和二十六年二月二十七日受理
高知県後免地区の地域給に関する請願

請願者 高知県長岡郡長岡村 坂本泉外二十一名

紹介議員 木下源吾君

高知県後免地区は本県中部の交通上の要衝にある消費地で、物資の供給は隣接の高知市に依存しているため、物価はむしろ高知市をしのいでいる現状であるから、当地区の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第一〇四五号 昭和二十六年二月二十八日受理
福知山市の地域給に関する請願

請願者 京都府福知山市立大正小学校内福知山市全官 公庁地域給対策委員会 内 芦田作二外一名

紹介議員 岡本愛祐君

福知山市は、京阪神地方と一体的な経済圏にあり、その特殊事情より、従来甲地に指定されていた、しかるに今回昭和二十五年五月の特別消費価格調査によつて級地を改訂する由であるが、同調査は不合理な点がある上、調査時

期と現在の状況に大きなへだたりがあるばかりでなく、朝鮮動乱以後の諸事情一変によつて、同調査による級地決定は妥当でないから、福知山市の地域給は、同市の地理的経済的特殊事情を考慮の上、現行通りとせられたいとの請願。

第一〇四六号 昭和二十六年二月二十八日受理
広島県忠海町の地域給に関する請願

請願者 広島県豊田郡忠海町 長 恩田以忠

紹介議員 山田節男君

忠海町は、広島県東南部に位置し、同地方における政治、経済文化の中心地であるが、生活必需品の生産が皆無の上、生活物資を三原、尾道、呉、広島等の各市より移入するため、生計費はこれらの諸市を上回り、その上朝鮮動乱、連合軍による旧軍施設の使用等により、多数の労働者が転入し、物価の高騰に拍車をかけている状況であるから、今般の地域給改訂に際しては、同町を呉市なみの給地に指定せられたいとの請願。

第一〇四七号 昭和二十六年二月二十八日受理
奈良県大宇陀町の地域給に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡大宇陀町 小河 笹尾正一外十九名

紹介議員 荒木正三郎君

大宇陀町は、大和の北海道といわれる奈良県の冷涼地宇陀郡の中心地で、各種官公署学校等が集中し、日用品諸物価の高騰は県下随一を示している。しかして交通不便による運賃加算および

近接の大阪市奈良市等の影響をうけて、物価はこれらの諸都市をはるかにしのいでいる上、寒冷のための生活費増大等により、公務員の生活は困窮を極めてゐるから、大宇陀町を三級地に指定せられたいとの請願。

第一〇四八号 昭和二十六年二月二十八日受理
名古屋市の地域給に関する請願

請願者 愛知県名古屋市中区南 外堀町六ノ一愛知県職員労働組合内 猪上三郎

紹介議員 草葉隆圓君 竹中七郎君 成瀬暢治君 小酒 井義男君 栗山良夫君 菊川孝夫君

今次の地域給改訂に当り、従来最高支給地域に指定されていた名古屋市中、他の大都市に比べ格下げをうけ、現行支給率の引下げが伝えられているが、(一)名古屋市のC・P・Sは理論的に適当でないこと(二)C・P・Sの結果から算出された地域差が正しい地域差を表わすものでないこと、(三)五大都市は種々の点において同様の事情を現行通り最高率支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇四九号 昭和二十六年二月二十八日受理
香川県善通寺町の地域給に関する請願

請願者 香川県仲多度郡善通寺町 農林省中国四国農業試験場内善通寺地域給対策委員会内 松岡医 一外十七名

紹介議員 森崎隆君

香川県善通寺町は、警察予備隊駐屯地に指定されて以来、昭和二十五年十月以後相次ぐ隊員駐屯が同地の消費生活を混乱に陥れ、物価は高騰し、日常生活品はもろ論住宅、交通、衛生等すべての点において公務員の生活を窮地に陥れているから、地域給改訂に際しては、同町の特殊事情を考慮して四級地に指定せられたいとの請願。

第一〇五〇号 昭和二十六年二月二十八日受理

香川県内海地区の地域給に関する請願
請願者 香川県小豆郡草壁町内海中学校内 清水誠一

紹介議員 森崎隆君

香川県内海地区は、小豆島の東南に位置する全国第二のしょうゆ工業地で、京阪神、岡山等の各地との交通が極めてはげしく、一方当地区の北部は瀬戸内海国立公園の中心地であるため、内外人の訪客多く将来の発展が期待されている。しかるにしょうゆ以外の生産がなく住民の大部分が純然たる消費者であるため、生活費は県下最高を示しているから、同地区公務員の生活窮乏を救うため、内海地区を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇五一号 昭和二十六年二月二十八日受理

香川県池田町の地域給に関する請願
請願者 香川県小豆郡池田町池田第一小学校内 八木成清

紹介議員 森崎隆君

池田町は、瀬戸内海の観光地小豆島にあるが、昭和二十四年の指定港認可

以来その将来が約束されており、リンゴ、たばこ、麦等を産出し、阪神、高松、岡山方面との交流が盛んなため、生活様式は都会に変わらないが、主食は年間三百日以上以上の配給を受けなければならぬ上、その他の物資も大部分を阪神方面より移入するため、物価は阪神同様に高く、公務員の生活は窮乏にひんしているから、同町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一〇五二号 昭和二十六年二月二十八日受理

京都市の地域給に関する請願
請願者 京都市中京区三條東洞院京都中央郵便局内 富田開作外十八名

紹介議員 大野木秀次郎君

今次の地域給改訂に際し、総理府統計局の消費者価格調査が、大阪、神戸両都市より低いため、京都市の地域給を引き下げる由であるが、この調査方法が不合理なものであるからこれを資料とすることは妥当でなく、現実には京都の地域的情況による食料品の高価、氣候的環境による生計費の増額、非戦災都市による人口集密等各種実情よりみて京都市の生活費は、大阪神戸両市と大差がないから、京都市の地域給を大阪、神戸両市なみにせられたいとの請願。

第一〇五三号 昭和二十六年二月二十八日受理

兵庫県川西町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県川辺郡川西町長 滝井善治郎外二十四名

紹介議員 山縣勝見君

兵庫県川西町は、阪神間に介在し池田、伊丹、尼ヶ崎等の各市に近接する交通至便な町であるが、本町世帯の約八割は消費者であるため、生計費は近接各市をむしろ上回っているという実情で、同町在勤の公務員は生活苦に

えいであるから、今次の地域給改訂に際しては、近接各市との地理的経済的関係を考慮して、川西町の地域給を池田市なみに指定せられたいとの請願。

第一〇五四号 昭和二十六年二月二十八日受理

富山県水見町の地域給に関する請願
請願者 富山県水見郡水見町長 絹野元吉外二名

紹介議員 石坂豊一君 尾山三郎君 加藤武徳君

富山県水見町は、現在県下一はも議論京浜、阪神にも劣らない物価高を示している。しかるに今回人事院ではその研究調査の結果を基礎として地域給給地の指定について政府ならびに国会に勧告される由であるが、当町については総理府統計局のC・P・Sおよび特別C・P・Sの資料がないにもかかわらずに指定することは当町の現実を相反し、公務の民主的かつ能率的な運営に支障をきたすこととなるから、現状を考慮されて従来一割の支給を二割の支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇五五号 昭和二十六年二月二十八日受理

愛知県南陽町の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡南陽町長 坂野義信

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県南陽町は、名古屋市の都心より

十キロ円内にあり消費生活においても同市と何等変らない現状にあるから、今回の地域給率変更の際には、名古屋市と同率にせられたいとの請願。

第一〇五六号 昭和二十六年二月二十八日受理

愛知県富田町の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡富田町役場 場気付 兒玉俊平外四名

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県富田町は、名古屋市の隣接してあるため経済上多大の影響を受け、消費生活においては同市と何等変らない現状にあるから、今回の地域給率変更の際には、名古屋市と同率にせられたいとの請願。

第一〇五七号 昭和二十六年二月二十八日受理

愛知県甚目寺町の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡甚目寺町長 服部賢重外百四十三名

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県甚目寺町は、名古屋市の隣接しているため、消費者価格も同市より高い位で公務員の生活も苦しいから、地域給の指定に当つては当町を現在の乙地以上に指定せられたいとの請願。

第一〇五八号 昭和二十六年二月二十八日受理

愛知県奥町の地域給に関する請願
請願者 愛知県中島郡奥町長 足立八百

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県奥町は、尾西織物生産地帯の中

心地に位し、物価は名古屋市内および一宮市をしのぐ高物価であるから、今回の地域給率変更の際には、当町を一宮市と同率に指定せられたいとの請願。

第一〇五九号 昭和二十六年二月二十八日受理

愛知県大治村の地域給に関する請願
請願者 愛知県海部郡大治村長 安井健三郎外六十二名

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県大治村は、名古屋市の都心より十キロ円内にあり、消費生活においても同市と全く同一であるから、今回の地域給率変更の際には、当村を現行の乙地以上に指定せられたいとの請願。

第一〇八五号 昭和二十六年三月一日受理

愛知県豊明村の地域給に関する請願
請願者 愛知県豊明郡豊明村長 近藤政一郎

紹介議員 草葉隆圓君

愛知県豊明村は、名古屋市の東南部に位置する交通至便の村であるが、主要食糧および野菜の外特産物がなく、大部分の生活物資を名古屋市内より移入しているため、物価は名古屋市内と同額ないしそれ以上に高い実情にあり、その上名古屋市の戦災により、急激に住宅事情の逼迫を加えて他地域への転出者が続出しているから、当村の自治運営の円滑を期するため、当村を二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇八六号 昭和二十六年三月一日

日受理

愛知県東郷村の地域給に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷村長 小島銀市

紹介議員 草葉隆圓君

愛知郡東郷村は、名古屋を近くに控え、消費物資の大部分を移入しているため、経済的に大都市と異ならず、物によつてはかえつて割高となつてゐるものさへあるが、地域給が近接町村より低いと、公務員の他地域転出が頻出し、このままでは当村の行政および教育に重大な影響を與える虞があるから、今次の改訂を機に当村を地域給一割支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇八七号 昭和二十六年三月一日受理

京都府亀岡地区の地域給に関する請願

請願者 京都府亀岡町長 中田安次外二十三名

紹介議員 大野木秀次郎君 加藤武徳君

京都府亀岡地区は、産業的基盤に恵まれず、立地条件も悪いため、産業が振わらず、生活物資の大部分を京都府より移入する消費地である。従つて消費物資の価格は、京都府と大差なく、公務員の生活においても京都府と差異がないため、京都府内に通勤する者が激増してゐる実情にあるから、同地区を京都府同級の給地に引き上げられたいとの請願。

第一〇八八号 昭和二十六年三月一日受理

長崎県川棚町の地域給に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡川棚町

長 中尾栄太郎外千六百三十八名

紹介議員 藤野繁雄君

長崎県川棚町は、戦時中海軍工しよう所在地として急激に消費都市を形成した佐世保市の衛星都市である。しかるに朝鮮動乱以降の軍需品輸送および連合軍人の常駐により、いわゆる朝鮮ブームを起し、当地における経済的環境はいまや大都市と異ならない実情にあるから、同町を佐世保市同級の乙地支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇八九号 昭和二十六年三月一日受理

山梨県石和町の地域給に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町 市部石和電気通信学園 内落合夷二外一名

紹介議員 千葉信君

電気通信学園の教官は、事業の特殊性から事業科目に關係するエキスパートで、しかも教育者としての適格者でなければならぬ。しかるに電気通信省所管石和電気学園の所在地山梨県石和町は、地域差が障害となつて教官の人事交流および学園の運営に多大な支障をきたしてゐるから、甲府市を中心とする消費ブロックの一環にある石和町の地域給を甲府市同等の級地に指定せられたいとの請願。

第一〇九号 昭和二十六年三月一日受理

兵庫縣西脇町の地域給に関する請願

請願者 兵庫縣多可郡西脇町長 来住靖夫外十六名

紹介議員 松浦清一君

兵庫縣西脇町は播州織の生産地として

広く知られ、ことに輸出綿織物は全国の約七十パーセントの生産実績をあげ各種商工業ならびに重工業もまた一大飛躍を遂げているが、これに併行して諸物価もまた極度に高騰し阪神地区にも劣らない現状であつて公務員の生計窮乏はその極に達しているから、当町の特殊事情を考慮され伝えられる地域給の改正に際しては四級地に指定せられたいとの請願。

第一一〇号 昭和二十六年三月一日受理

広島縣安芸津町の地域給に関する請願

請願者 広島縣賀茂郡安芸津町 長 本田卓郎外二十五名

紹介議員 山田節男君

広島縣安芸津町は、呉、三原両市の略略中央に位し、消費生活においても両市との間に何等差があるところがないにもかかわらず、今回の地域給率変更の際に当町を五分に引き下げる由が伝えられているが、これは当町の生活実態とはなほ大きく不均衡のものであるから、呉市、三原市および竹原町、西條町等と同率に指定せられたいとの請願。

第一一一八号 昭和二十六年三月一日受理

三重縣山郷村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重縣員弁郡山郷村長 嵯峨弘之外二名

紹介議員 千葉信君

三重縣の西北端に位する山郷村は、鈴鹿山脈が西をさへぎ、北は養老山脈が村の大部分を占めている關係上、冬

期の間が長くしかも日照時間が短かく積雪量が多いため、当地在住の公務員は困難な生活を續けているから、本村を寒冷積雪地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一一九号 昭和二十六年三月一日受理

三重縣十社村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重縣員弁郡十社村長 伊東祐三郎外三名

紹介議員 千葉信君

三重縣の西北端に位する十社村は、既に寒冷積雪地として指定された滋賀、岐阜両縣の山岳地帯に接し、鈴鹿連峰の山ろくにあるため、年間を通じて寒涼なるも特に冬期五箇月は寒風吹きすさび降雪四十センチ余に達することしばしばである。従つて冬期は生活費の膨張ははなはだしく公務員の生活は極度に困窮しているから、本村を寒冷積雪地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一二〇号 昭和二十六年三月一日受理

三重縣白川村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重縣鈴鹿郡白川村長 佐野晋一外三名

紹介議員 千葉信君

三重縣白川村は、鈴鹿連峰のふもとに位置する山村であるが、冬季には鈴鹿おろしが連日吹き、とりわけ降雪前には建物の窓ガラス破損や電線の切断等の事故が多く、また積雪は時によると四十センチを超え、凍結あるいは泥ねいによる交通、産業上の障害はもとより

り同地方の生活に多大の支障をおよぼしているから、同村の特殊な気象状況を考慮の上、寒冷地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二号 昭和二十六年三月一日受理

三重縣水沢村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重縣三郡水沢村長 辻定章外二名

紹介議員 千葉信君

三重縣の西北端に位する水沢村は、既に寒冷積雪地として指定を受けている滋賀縣の山岳地帯に接し、鈴鹿山ろくにあつて太平洋面への分水れいの源をなしているため、年間を通じて寒涼で、特に冬期五箇月は寒風吹きすさび降雪四十センチ余に達することしばしばである。従つて冬期は生活は困難を極め、生活費の膨張等によつて公務員の多数の者は温暖地への転出を希望する状態で、当然寒冷積雪地に該当するものと思われるから、当地の気象状況等を考慮して本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

第一一二号 昭和二十六年三月一日受理

三重縣桜村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重縣三郡桜村長 田中哲次郎外三名

紹介議員 千葉信君

三重縣の西北端に位する桜村地方は、既に寒冷積雪地として指定を受けている滋賀縣の山岳地帯に接し、鈴鹿山ろくにあつて太平洋面への分水れいの源をなしているため、年間を通じて寒涼

で、特に冬期五箇月は、寒風吹きすさび降雪四十センチ余に達することしばしばである。従つて冬期の生活は困難を極め、生活費の膨脹等によつて公務員の多数は温暖地への転出を希望する状態である。然るに寒冷地に該当するものと思はれるから、当地の気象状況等を調査の上、本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

第一一二三号 昭和二十六年三月二日受理

三重県西藤原村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重県員弁郡西藤原村長 兒玉兵松外一名

紹介議員 千葉信君

三重県の最北端に位置する西藤原村は、有名なスキー場である海拔千六百五メートルの藤原嶽の山陰にあるため、冬期の間が長く、しかも日照時間が短かくて積雪量が多いため、当地在住の公務員は困難な生活を続けているから、本村を寒冷積雪地手当支給地域に指定せられたいとの請願。

第一一二四号 昭和二十六年三月二日受理

三重県坂下村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重県鈴鹿郡坂下村長 高谷幸治郎外二名

紹介議員 千葉信君

三重県の西北部に位置する坂下村は、既に寒冷積雪地として指定を受けている。滋賀県の山岳地帯に接し、鈴鹿山ろくにあつて太平洋面への分水れいの源をなしているため、年間を通じて寒涼なるも特に冬期五箇月は寒風吹きすさび降雪四十センチ余に達することしばしばである。従つて冬期の生活は困難を極め、生活費の膨脹等によつて公務員の多数は温暖地への転出を希望する状態である。然るに寒冷地に該当するものと思はれるから、当地の気象状況等を考慮して、本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

降雪四十センチ余に達すること、しばしばである。従つて冬期の生活は困難を極め、生活費の膨脹等によつて公務員の多数は温暖地への転出を希望する状態である。然るに寒冷地に該当するものと思はれるから、当地の気象状況等を考慮して、本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

第一一二五号 昭和二十六年三月二日受理

三重県千種村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重県三重郡千種村長 菊川秀一外二名

紹介議員 千葉信君

三重県の北部に位置する千種村は、既に寒冷積雪地として指定されている。滋賀県と境を接しており、鈴鹿連峰の山ろくに在つて冬期の間が長く、しかも日照時間が短かくて積雪量が多いため、当地在住の公務員は困難な生活状態を続けているから、本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

第一一二六号 昭和二十六年三月二日受理

三重県白瀬村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重県員弁郡白瀬村長 藤井広市外三名

紹介議員 千葉信君

三重県の西北部に位置する白瀬村は、既に寒冷積雪地として指定を受けている。滋賀、岐阜両県の山岳地帯に接し、鈴鹿山ろくにあつて太平洋面への分水れいの源をなしているため、年間を通じて寒涼なるも特に冬期五箇月は寒風吹きすさび降雪四十センチ余に達することしばしばである。従つて冬期の生活は困難を極め、生活費の膨脹等によつて公務員の多数は温暖地への転出を希望する状態である。然るに寒冷地に該当するものと思はれるから、当地の気象状況等を考慮して、本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

しばしばである。従つて冬期の生活は困難を極め、生活費の膨脹等によつて公務員の多数は温暖地への転出を希望する状態である。然るに寒冷地に該当するものと思はれるから、当地の気象状況等を考慮して、本村を寒冷積雪地として指定せられたいとの請願。

第一九一号 昭和二十六年二月二十三日受理

高知県須崎町の地域給に関する陳情
陳情者 高知県高岡郡須崎町須崎地区全官公庁連絡協議会内 岡本眞雄

須崎町は、高知県中部の要衝に当り、高岡郡の行政、産業、経済の中心地であるため、諸物価は全国各地の市制施行地より高位を示している。しかるに従来内地に指定されているため、当地における公務員の生活は極めて甚しく、ひいては町政の運営にも各種の支障を生じているから、今次の地域給改訂に際しては同町の級地引上げを実施せられたいとの陳情。

第二〇九号 昭和二十六年二月二十七日受理

岐阜県多治見市の地域給に関する陳情
陳情者 岐阜県多治見市長 金子義一外一名

岐阜県多治見市は、名古屋市の東方三十七キロに位置する小都市で、陶磁器の生産地であるが生活物資の生産は絶無であるため物価は名古屋よりむしろ高位にある。しかるにすでに数箇月を経過した調査資料により当市の地域給を決定することは妥当を欠くものであるから、的確な資料に基いて地域給

の査定を行われると共に、当市を少くとも瀬戸市並に取り扱われたいとの陳情。

第二一一号 昭和二十六年二月二十八日受理

京都市の地域給に関する陳情
陳情者 京都市議會議長 出石武三

地域給決定の基礎をなすC・P・Sは、元来全国的指標を目的としたものであるため、京都市の場合においては、正確な生活事情を反映しておらず、現に物価の調査した主要都市非配給物価の地域差指数は他都市に比して格段高位を占めている。かかる資料によつて京都市を東京、大阪と差別することは不合理であるから、今次の地域給改訂には、京都市を五級地とせられたいとの陳情。